



発行 新潟県

号外 3

平成26年 3月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 30 新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則(人事課)
- 31 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則(人事課)
- 32 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)
- 33 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)
- 34 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則(人事課)

訓 令

- 7 新潟県現場事務所等設置規程の一部改正(人事課)
- 8 新潟県事務決裁規程の一部改正(人事課)

規 則

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第30号

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則(昭和41年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 (1) 企業局に勤務する職員で次の職にあるもの ア (略) イ <u>事業所</u> (新潟県企業局組織規程第4条に規定するものをいう。)の所長、 <u>参事及び次長(課長級以上の職級にあるものに限る。)</u> の職 (2) (略)	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 (1) 企業局に勤務する職員で次の職にあるもの ア (略) イ <u>発電管理所、水道事務所及び水利水事務所</u> (新潟県企業局組織規程第4条に規定するものをいう。)の所長及び <u>参事</u> の職 (2) (略)

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第31号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則（昭和41年新潟県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）により企業局に置かれる職のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>事業所の</u> 所長、参事、次長及び課長</p> <p>(2) (略)</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）により企業局に置かれる職のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>発電管理所の</u> 所長、参事、次長、<u>庶務課長、管理調整課長、発電課長、工務第1課長及び工務第2課長</u></p> <p>ウ <u>水道事務所及び利水事務所の</u> 所長、参事、次長、庶務課長、利水課長、工務課長及び業務課長</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第32号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務管理部)</p> <p>第6条の2 総務管理部に次の課、センター、室、係及び班を置く。 財政課～大学・私学振興課 (略) 市町村課 行政班 財政班 <u>税政班</u> 選挙係 地域政策課～総務事務センター (略) 2～4 (略)</p> <p>(県民生活・環境部)</p> <p>第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。 県民生活課 総務班 社会活動推進係 安全・安心なまちづくり班 <u>人口問題対策室</u> 交通安全対策室 消費者行政課～廃棄物対策課 (略)</p> <p>(福祉保健部)</p> <p>第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。 福祉保健課～健康対策課 (略) 生活衛生課 営業・水道係 食の安全・安心推進係 動物愛護・衛生係 <u>公害保健係</u> 動物愛護センター 障害福祉課・児童家庭課 (略)</p> <p>(農林水産部)</p> <p>第6条の7 (略) 2 前項に規定するもののほか、農業総務課に団体指導検査室を置き、同室に<u>指導第1係、指導第2係、検査第1班、検査第2班</u>及び<u>検査第3班</u>を置く。</p>	<p>(総務管理部)</p> <p>第6条の2 総務管理部に次の課、センター、室、係及び班を置く。 財政課～大学・私学振興課 (略) 市町村課 行政班 財政班 <u>税政・交付税班</u> 選挙係 地域政策課～総務事務センター (略) 2～4 (略)</p> <p>(県民生活・環境部)</p> <p>第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。 県民生活課 総務班 <u>企画係</u> 社会活動推進係 安全・安心なまちづくり班 交通安全対策室 消費者行政課～廃棄物対策課 (略)</p> <p>(福祉保健部)</p> <p>第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。 福祉保健課～健康対策課 (略) 生活衛生課 営業・<u>公害保健係</u> 食の安全・安心推進係 動物愛護・衛生係 <u>水道係</u> 動物愛護センター 障害福祉課・児童家庭課 (略)</p> <p>(農林水産部)</p> <p>第6条の7 (略) 2 前項に規定するもののほか、農業総務課に団体指導検査室を置き、同室に<u>団体指導第1係、団体指導第2係、農協検査第1班、農協検査第2班</u>及び<u>農協検査第3班</u>を置く。</p>

(出納局)
第7条 (略)
 2 (略)
 3 出納局に次の課及び係を置く。
 管理課
 総務係 企画・指導係 決算・資金係 支払・
 国費係 システム管理係
 会計検査課 (略)

(分掌事務)
第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。
 知事政策局 (略)
 総務管理部
 財政課～地域政策課 (略)
 情報政策課
 (1)～(9) (略)
(10) 社会保障・税番号制度に係る総合調整及び推進に関する事項
 統計課～総務事務センター (略)
 県民生活・環境部
 県民生活課
 (1)～(7) (略)
(8) 新潟県人口問題対策会議に関する事項
(9) (略)
(10) (略)
(11) (略)
(12) (略)
(13) (略)
 消費者行政課・文化振興課 (略)
 県民スポーツ課
 (1)～(4) (略)
(5) 東京オリンピック・パラリンピック新潟県活性化推進会議に関する事項
 男女平等社会推進課～廃棄物対策課 (略)
 防災局～産業労働観光部 (略)
 農林水産部
 農業総務課
 (1)～(5) (略)
(6) 水産業協同組合(佐渡地域を除く。)の検査に関する事項
(7) (略)
(8) (略)
(9) (略)
(10) (略)
(11) (略)
 地域農政推進課～畜産課 (略)
 水産課
 (1)・(2) (略)
 (3) 水産業協同組合に関する事項 (農業総務課の

(出納局)
第7条 (略)
 2 (略)
 3 出納局に次の課及び係を置く。
 管理課
 総務係 企画係 決算・資金係 支払・国費係
 システム管理係
 会計検査課 (略)

(分掌事務)
第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。
 知事政策局 (略)
 総務管理部
 財政課～地域政策課 (略)
 情報政策課
 (1)～(9) (略)
 統計課～総務事務センター (略)
 県民生活・環境部
 県民生活課
 (1)～(7) (略)
(8) (略)
(9) (略)
(10) (略)
(11) (略)
(12) (略)
 消費者行政課・文化振興課 (略)
 県民スポーツ課
 (1)～(4) (略)
 男女平等社会推進課～廃棄物対策課 (略)
 防災局～産業労働観光部 (略)
 農林水産部
 農業総務課
 (1)～(5) (略)
(6) (略)
(7) (略)
(8) (略)
(9) (略)
(10) (略)
 地域農政推進課～畜産課 (略)
 水産課
 (1)・(2) (略)
 (3) 水産業協同組合に関する事項

<p><u>所管に属する事項を除く。)</u> (4)～(15) (略) 漁港課～治山課 (略) 農地部 農地管理課 (1)～(4) (略) (5) <u>国有農地及び開拓財産等の管理処分、債権管理</u> <u>等に関する事項</u> (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) 農地計画課～農村環境課 (略) 土木部 監理課～砂防課 (略) 都市政策課 (1)～(8) (略) (9) (略) (10) (略) 都市整備課 (1) (略) (2) 街路事業に関する事項 (3) 市街地開発事業に関する事項 (4) (略) 建築住宅課～営繕課 (略) 交通政策局 (略) 出納局 管理課 (1)・(2) (略) (3) <u>財務会計事務の指導に関する事項</u> (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) 会計検査課 (1) (略) (2) (略) (3) (略) 2 (略)</p>	<p>(4)～(15) (略) 漁港課～治山課 (略) 農地部 農地管理課 (1)～(4) (略) (5) 国有農地及び開拓財産等の管理処分等に関する事項 (6) <u>自作農創設に係る特別会計所属の債権管理</u> <u>等に関する事項</u> (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) 農地計画課～農村環境課 (略) 土木部 監理課～砂防課 (略) 都市政策課 (1)～(8) (略) (9) <u>土地区画整理事業及び市街地再開発事業の認</u> <u>可及び監督に関する事項</u> (10) (略) (11) (略) 都市整備課 (1) (略) (2) 街路の整備に関する事項 (3) 市街地開発事業に関する事項 <u>(都市政策課の</u> <u>所管に属する事項を除く。)</u> (4) (略) 建築住宅課～営繕課 (略) 交通政策局 (略) 出納局 管理課 (1)・(2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) 会計検査課 (1) (略) (2) <u>財務会計事務の指導に関する事項</u> (3) (略) (4) (略) 2 (略)</p>
---	---

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

- (1) 村上地域振興局
 - 企画振興部～農林振興部 (略)
 - 地域整備部
 - 庶務課～道路課 (略)
 - 治水・港湾課
 - ダム管理課 (略)
- (2) (略)
- (3) 新潟地域振興局
 - 企画振興部・県税部 (略)
 - 健康福祉部
 - 総務福祉課
 - 庶務係
 - 地域保健課・衛生環境課 (略)
 - 農林振興部・地域整備部 (略)
- (4) 三条地域振興局
 - 企画振興部～農業振興部 (略)
 - 地域整備部
 - 庶務課～建築課 (略)
 - 災害復旧第1課
 - 災害復旧第2課
- (5) 長岡地域振興局
 - 企画振興部～農林振興部 (略)
 - 地域整備部
 - 庶務課
 - 庶務係 建設業係 行政第1係 行政第2係
 - 用地課～災害復旧課 (略)
- (6)～(9) (略)
- (10) 上越地域振興局
 - 企画振興部・県税部 (略)
 - 健康福祉環境部
 - 総務福祉課
 - 庶務係
 - 企画調整課
 - 地域保健課～生活衛生課 (略)
 - 環境センター・児童・障害者相談センター (略)
 - 農林振興部・地域整備部 (略)
- (11) (略)
- (12) 佐渡地域振興局
 - 企画振興部・県税部 (略)
 - 健康福祉環境部
 - 総務福祉課
 - 庶務係

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

- (1) 村上地域振興局
 - 企画振興部～農林振興部 (略)
 - 地域整備部
 - 庶務課～道路課 (略)
 - 治水課
 - ダム管理課 (略)
 - 港湾課
- (2) (略)
- (3) 新潟地域振興局
 - 企画振興部・県税部 (略)
 - 健康福祉部
 - 庶務課
 - 庶務係
 - 企画福祉課
 - 地域保健課・衛生環境課 (略)
 - 農林振興部・地域整備部 (略)
- (4) 三条地域振興局
 - 企画振興部～農業振興部 (略)
 - 地域整備部
 - 庶務課～建築課 (略)
 - 災害復旧課
- (5) 長岡地域振興局
 - 企画振興部～農林振興部 (略)
 - 地域整備部
 - 庶務課
 - 庶務係 建設業係 行政係
 - 用地課～災害復旧課 (略)
- (6)～(9) (略)
- (10) 上越地域振興局
 - 企画振興部・県税部 (略)
 - 健康福祉環境部
 - 庶務課
 - 庶務係
 - 企画調整課
 - 地域福祉課
 - 地域保健課～生活衛生課 (略)
 - 環境センター・児童・障害者相談センター (略)
 - 農林振興部・地域整備部 (略)
- (11) (略)
- (12) 佐渡地域振興局
 - 企画振興部・県税部 (略)
 - 健康福祉環境部
 - 庶務課
 - 庶務係

地域保健課・生活衛生課 (略)
 環境センター (略)
 農林水産振興部・地域整備部 (略)
 2～12 (略)
 13 上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所に次の課及び係を置く。
 業務課
 業務係
 普及課～森林施設課 (略)
 14 (略)

(分掌事務)
第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部 (略)
 健康福祉部
 企画調整課 (略)
 地域保健課
 (1)～(12) (略)

(13) (略)
(14) (略)
(15) (略)
(16) (略)
(17) (略)
(18) (略)
(19) (略)

衛生環境課 (略)
 農林振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～道路課 (略)
 治水・港湾課
 (1)～(4) (略)
(5) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸並びに漁場の工事の執行に関する事項
(6) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸並びに漁場の災害復旧工事の執行に関する事項
(7) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸の維持及び修繕工事の執行に関する事項
 ダム管理課 (略)

2 (略)
 3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、新潟農業振興部、巻農業振興部、新潟地域整備部、新

企画福祉課
 地域保健課・生活衛生課 (略)
 環境センター (略)
 農林水産振興部・地域整備部 (略)
 2～12 (略)
 13 上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所に次の課及び係を置く。
 業務課
 庶務係
 普及課～森林施設課 (略)
 14 (略)

(分掌事務)
第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部 (略)
 健康福祉部
 企画調整課 (略)
 地域保健課
 (1)～(12) (略)
(13) 血液対策に関する事項
(14) (略)
(15) (略)
(16) (略)
(17) (略)
(18) (略)
(19) (略)
(20) (略)

衛生環境課 (略)
 農林振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～道路課 (略)
 治水課
 (1)～(4) (略)

ダム管理課 (略)
 港湾課
(1) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸並びに漁場の工事の執行に関する事項
(2) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸並びに漁場の災害復旧工事の執行に関する事項
(3) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸の維持及び修繕工事の執行に関する事項

2 (略)
 3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、新潟農業振興部、巻農業振興部、新潟地域整備部、新

潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)

健康福祉部

総務福祉課

(1)～(3) (略)

(4) 前項に規定する健康福祉環境部企画調整課及び地域福祉課の分掌事務

(5) (略)

地域保健課

(1) 第1項に規定する健康福祉部地域保健課の分掌事務

(2) 血液対策に関する事項

衛生環境課 (略)

農林振興部・地域整備部 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課～ダム管理課 (略)

災害復旧第1課

平成23年災害の災害復旧工事(五十嵐川災害復旧助成事業の河道整備及び遊水池整備に係るものに限る。)の執行に関する事項

災害復旧第2課

平成23年災害の災害復旧工事の執行に関する事項(災害復旧第1課の所管に属する事項を除く。)

5～9 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)

健康福祉環境部

総務福祉課

(1)～(3) (略)

(4) 第2項に規定する健康福祉環境部地域福祉課の分掌事務(生活保護、児童福祉並びに母子家庭及び寡婦の福祉に係る現業業務に関する事項を除く。)

(5) (略)

企画調整課 (略)

潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)

健康福祉部

庶務課

(1)～(3) (略)

(4) (略)

企画福祉課

前項に規定する健康福祉環境部企画調整課及び地域福祉課の分掌事務

地域保健課

第1項に規定する健康福祉部地域保健課の分掌事務

衛生環境課 (略)

農林振興部・地域整備部 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課～ダム管理課 (略)

災害復旧課

平成23年災害の災害復旧工事の執行に関する事項

5～9 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)

健康福祉環境部

庶務課

(1)～(3) (略)

(4) (略)

企画調整課 (略)

地域福祉課

第2項に規定する健康福祉環境部地域福祉課の分掌事務(生活保護、児童福祉並びに母子家庭及

地域保健課～生活衛生課 (略)
 環境センター・児童・障害者相談センター
 (略)
 農林振興部・地域整備部 (略)

11 (略)
 12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事
 務は、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)
 健康福祉環境部
総務福祉課

- (1)・(2) (略)
- (3) 第2項に規定する健康福祉環境部企画調整課
 の分掌事務及び第10項に規定する健康福祉環境
 部地域福祉課の分掌事務
- (4) (略)

- 地域保健課
- (1) (略)
 - (2) 血液対策に関する事項
 - (3) (略)
 - (4) (略)

生活衛生課 (略)
 環境センター (略)
 農林水産振興部・地域整備部 (略)

13～24 (略)

(分掌事務)
第27条 (略)
 2・3 (略)

4 新津保健所の課の分掌事務は、次のとおりとす
 る。
 (1)・(2) (略)

5 村上、魚沼、十日町、柏崎及び糸魚川の各保健
 所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 地域保健課
- (1) 第1項に規定する地域保健課の分掌事務
 - (2) 第1項に規定する医薬予防課の分掌事務 (血
 液対策及び薬事監視に関する事項を除く。)
- 衛生環境課
 第1項に規定する生活衛生課の分掌事務

(組織及び分掌事務)
第80条 放射線監視センターに監視調査課を置き、
 その分掌事務は、次のとおりとする。
 (1)～(3) (略)

び寡婦の福祉に係る現業業務に関する事項を除
 く。)

地域保健課～生活衛生課 (略)
 環境センター・児童・障害者相談センター
 (略)
 農林振興部・地域整備部 (略)

11 (略)
 12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事
 務は、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)
 健康福祉環境部
庶務課

- (1)・(2) (略)
- (3) (略)

企画福祉課
第2項に規定する健康福祉部環境部企画調整課
 の分掌事務及び第10項に規定する健康福祉環境部
 地域福祉課の分掌事務

- 地域保健課
- (1) (略)
 - (2) (略)
 - (3) (略)

生活衛生課 (略)
 環境センター (略)
 農林水産振興部・地域整備部 (略)

13～24 (略)

(分掌事務)
第27条 (略)
 2・3 (略)

4 村上、新津、魚沼、十日町、柏崎及び糸魚川の
 各保健所の課の分掌事務は、次のとおりとする。
 (1)・(2) (略)

(分掌事務)
第80条 放射線監視センターの分掌事務は、次のと
 おりとする。
 (1)～(3) (略)

(分掌事務)

第158条 流域下水道事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)

工務第1課

(1) 流域下水道工事(信濃川下流流域及び西川流域に係るものに限る。)の執行に関する事項(施設課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。)

(2) 流域下水道施設(信濃川下流流域及び西川流域に係るものに限る。)の修繕及び災害復旧工事の執行に関する事項

工務第2課・施設課 (略)

第165条の3 (略)

(国際企画監)

第165条の4 知事政策局に国際企画監を置くことができる。

2 国際企画監は、部長の命を受けて国際化施策及び国際交流に関する事務を処理するとともに部長を補佐して国際化施策及び国際交流に関する重要事項の企画及び調整を行う。

第165条の5 (略)

(原子力安全広報監)

第165条の6 (略)

2 原子力安全広報監は、部長の命を受けて原子力施設周辺地域の環境放射線等の広報に関する事務を処理する。

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部県民生活課、県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部医務薬事課、医師・看護職員確保対策課及び障害福祉課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

第179条 (略)

(検査専門員)

(分掌事務)

第158条 流域下水道事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)

工務第1課

(1) 流域下水道工事(信濃川下流流域、国府川流域及び西川流域に係るものに限る。)の執行に関する事項(施設課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。)

(2) 流域下水道施設(信濃川下流流域、国府川流域及び西川流域に係るものに限る。)の修繕及び災害復旧工事の執行に関する事項

工務第2課・施設課 (略)

第165条の3 (略)

第165条の4 (略)

(原子力安全広報監)

第165条の5 (略)

2 原子力安全広報監は、局長の命を受けて原子力施設周辺地域の環境放射線等の広報に関する事務を処理する。

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部医師・看護職員確保対策課及び障害福祉課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

第179条 (略)

第179条の2 農林水産部農業総務課団体指導検査室に検査専門員を置くことができる。

(漁業調整員等)

第180条 農林水産部水産課に漁業調整員及び弥彦丸船長を置く。

2 (略)

(建築調整員)

第181条の2 総務管理部管財課及び土木部都市局営繕課に建築調整員を置く。

(会計調査員)

第181条の3 出納局管理課及び会計検査課に会計調査員を置く。

(地域振興局の副部長等)

第190条の2 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。

(略)

十日町地域振興局	(略)
地域整備部	(略)

(略)

2～6 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2 東京事務所、自治研修所及び農業総合研究所に副所長を置く。

3～8 (略)

(地域振興専門員)

第194条 地域振興局企画振興部地域振興課(長岡地域振興局企画振興部にあつては、地域振興・災害復興支援課)に地域振興専門員を置くことができる。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
(略)		

新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会	(略)
--------------------------	-----

(船長等)

第180条 農林水産部水産課に弥彦丸船長を置く。

2 (略)

(建築調整員)

第181条の2 総務管理部管財課、土木部都市局営繕課及び交通政策局港湾振興課に建築調整員を置く。

(会計調査員)

第181条の3 出納局会計検査課に会計調査員を置く。

(地域振興局の副部長等)

第190条の2 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。

(略)

十日町地域振興局	(略)	副部長(災害復興担当)
地域整備部	(略)	

(略)

2～6 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2 東京事務所、自治研修所、農業総合研究所及び水産海洋研究所に副所長を置く。

3～8 (略)

(地域振興専門員)

第194条 地域振興局企画振興部(長岡地域振興局企画振興部にあつては、地域振興・災害復興支援課)に地域振興専門員を置くことができる。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
(略)		

新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会	(略)
--------------------------	-----

<p><u>新潟県いじめ等に関する調査委員会</u></p>	<p><u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の調査並びに新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例（平成26年新潟県条例第61号）第3条第3号の調査及び学校法人が設置する学校において行われた当該調査に準ずる調査の結果についての調査</u></p>	<p><u>新潟県いじめ等に関する調査委員会条例（平成26年新潟県条例第32号）第1条</u></p>	
--------------------------------	---	---	--

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第213条の改正は、公布の日から施行する。

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第33号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(152) (略)</p> <p>(153) 土地改良法第95条第1項の規定による農業協同組合、農業協同組合連合会、<u>農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構又は同法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業の認可及び同法第95条第4項の規定による公告をすること。</u></p> <p>(154) 土地改良法第95条の2第1項の規定による農業協同組合、農業協同組合連合会、<u>農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構又は同法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の認可及び同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定による公告をすること。</u></p> <p>(155)～(160) (略)</p> <p>(161) 土地改良法第100条及び第100条の2（同法第111条において準用する場合を含む。）の規定による農業協同組合、<u>農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構又は市町村が定める交換分合計画の認可をすること。</u></p> <p>(162)～(274) (略)</p> <p>(275) 河川法第31条第1項の規定により、許可工作物の用途廃止の届出（<u>発電水利使用に係るものを除く。</u>）を受理すること。</p> <p>(276)・(277) (略)</p> <p>(278) 河川法第33条第3項の規定により、許可又は登録に基づく地位を承継した者が行う届出（<u>発電水利使用に係るものを除く。</u>）を受理すること。</p> <p>(279) 河川法第34条第1項の規定により、許可又は登録に基づく権利の譲渡の承認をすること</p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(152) (略)</p> <p>(153) 土地改良法第95条第1項の規定による農業協同組合、農業協同組合連合会、<u>農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体又は同法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業の認可及び同法第95条第4項の規定による公告をすること。</u></p> <p>(154) 土地改良法第95条の2第1項の規定による農業協同組合、農業協同組合連合会、<u>農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体又は同法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の認可及び同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定による公告をすること。</u></p> <p>(155)～(160) (略)</p> <p>(161) 土地改良法第100条及び第100条の2（同法第111条において準用する場合を含む。）の規定による農業協同組合、<u>農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体又は市町村が定める交換分合計画の認可をすること。</u></p> <p>(162)～(274) (略)</p> <p>(275) 河川法第31条第1項の規定により、許可工作物の用途廃止の届出を受理すること。</p> <p>(276)・(277) (略)</p> <p>(278) 河川法第33条第3項の規定により、許可に基づく地位を承継した者が行う届出を受理すること。</p> <p>(279) 河川法第34条第1項の規定により、許可に基づく権利の譲渡の承認をすること（河川法</p>

(河川法第79条第1項又は第2項の認可を受けなければならないもの及び発電水利使用に係るものを除く。)

(280)・(281) (略)

(282) 河川法第75条第1項の規定により、法令違反者等(当該許可、登録又は承認が地域振興局長処分に係るものに限る。)に対し監督処分をすること。

(283) 河川法第75条第2項の規定により、同項第1号から第3号まで(当該許可、登録又は承認が地域振興局長処分に係るものに限る。)に該当する場合に行われる監督処分をすること。

(284)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(136) (略)

(136)の2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の10の規定により、市町村に対する必要な援助を行うこと(指導監査に係るものに限る。)

(136)の3 児童福祉法第34条の12の規定による一時預かり事業に係る届出を受理すること。

(136)の4 (略)

(136)の5 (略)

(136)の6 (略)

(136)の7 (略)

(136)の8 (略)

(136)の9 (略)

(136)の10 (略)

(136)の11 (略)

(136)の12 (略)

(136)の13 (略)

(136)の14 (略)

(136)の15 (略)

(136)の16 (略)

(136)の17 (略)

(136)の18 (略)

(136)の19 (略)

(136)の20 (略)

(136)の21 (略)

(136)の22 (略)

(136)の23 (略)

(136)の24 (略)

(136)の25 (略)

(136)の26 (略)

(136)の27 (略)

(136)の28 (略)

(136)の29 (略)

(136)の30 (略)

第79条第1項又は第2項の認可を受けなければならないものを除く。)

(280)・(281) (略)

(282) 河川法第75条第1項の規定により、法令違反者等(当該許可又は承認が地域振興局長処分に係るものに限る。)に対し監督処分をすること。

(283) 河川法第75条第2項の規定により、同項第1号から第3号まで(当該許可又は承認が地域振興局長処分に係るものに限る。)に該当する場合に行われる監督処分をすること。

(284)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(136) (略)

(136)の2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の12の規定による一時預かり事業に係る届出を受理すること。

(136)の3 (略)

(136)の4 (略)

(136)の5 (略)

(136)の6 (略)

(136)の7 (略)

(136)の8 (略)

(136)の9 (略)

(136)の10 (略)

(136)の11 (略)

(136)の12 (略)

(136)の13 (略)

(136)の14 (略)

(136)の15 (略)

(136)の16 (略)

(136)の17 (略)

(136)の18 (略)

(136)の19 (略)

(136)の20 (略)

(136)の21 (略)

(136)の22 (略)

(136)の23 (略)

(136)の24 (略)

(136)の25 (略)

(136)の26 (略)

(136)の27 (略)

(136)の28 (略)

(136)の29 (略)

(136)の31 (略)
 (136)の32 (略)
 (136)の33 (略)
 (136)の34 (略)
 (136)の35 (略)
 (136)の36 (略)
 (136)の37 (略)
 (136)の38 (略)
 (136)の39 (略)
 (136)の40 (略)
 (136)の41 (略)
 (136)の42 (略)
 (136)の43 (略)
 (136)の44 (略)
 (136)の45 (略)
 (136)の46 (略)
 (136)の47 (略)
 (136)の48 (略)
 (136)の49 (略)
 (136)の50 (略)

(136)の51 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第2条第2項第1号及び第4号の規定により、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと(指導監査に係るものに限る。)

(136)の52 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる事業の開始の届出を受理すること。

(136)の53 (略)
 (136)の54 (略)
 (136)の55 (略)
 (136)の56 (略)
 (136)の57 (略)
 (136)の58 (略)
 (136)の59 (略)
 (136)の60 (略)
 (136)の61 (略)

(137)～(195) (略)

(196) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第74条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること(知事が指定したものに限る。)

(197) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第1項の規定による第1種特定建築物に係る届出を受理すること。

(197)の2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第2項の規定により、届出に係る事項を変更すべき旨を指示すること(知事が指定したものに限る。)

(136)の30 (略)
 (136)の31 (略)
 (136)の32 (略)
 (136)の33 (略)
 (136)の34 (略)
 (136)の35 (略)
 (136)の36 (略)
 (136)の37 (略)
 (136)の38 (略)
 (136)の39 (略)
 (136)の40 (略)
 (136)の41 (略)
 (136)の42 (略)
 (136)の43 (略)
 (136)の44 (略)
 (136)の45 (略)
 (136)の46 (略)
 (136)の47 (略)
 (136)の48 (略)
 (136)の49 (略)

(136)の50 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第79条第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる事業の開始の届出を受理すること。

(136)の51 (略)
 (136)の52 (略)
 (136)の53 (略)
 (136)の54 (略)
 (136)の55 (略)
 (136)の56 (略)
 (136)の57 (略)
 (136)の58 (略)
 (136)の59 (略)

(137)～(195) (略)

(196) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第74条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること(知事が指定したものに限る。)

(197) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項の規定による第1種特定建築物に係る届出を受理すること。

(198) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第5項の規定による第1種特定建築物に係る報告を受理すること。

(198)の2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第6項の規定により、維持保全をすべき旨の勧告をすること（知事が指定したものに限る。）。

(199) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条の2第1項の規定による第2種特定建築物に係る届出を受理すること。

(200) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条の2第2項の規定により、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること（知事が指定したものに限る。）。

(201) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条の2第3項の規定による第2種特定建築物に係る報告を受理すること。

(202) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条の2第4項において準用する同法第75条第6項の規定により、維持保全をすべき旨の勧告をすること（知事が指定したものに限る。）。

(203) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第3項の規定による建築物調査の結果の報告を受理すること。

(204) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第10項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること（知事が指定したものに限る。）。

(205)～(212) (略)

4 (略)

5 次に掲げる事務は、新発田、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

6～9 (略)

10 次に掲げる事務は、佐渡地域振興局長に委任する。

(1)～(17) (略)

(17)の2 新潟県空港条例第4条ただし書の規定により、重量制限を超える航空機に係る空港の使用の許可をすること。

(18)～(35) (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(88) (略)

(198) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項の規定による第1種特定建築物に係る報告を受理すること。

(199) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条の2第1項の規定による第2種特定建築物に係る届出を受理すること。

(200) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条の2第2項の規定により、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること（知事が指定したものに限る。）。

(201) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条の2第3項の規定による第2種特定建築物に係る報告を受理すること。

(202) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条の2第4項において準用する同法第75条第6項の規定により、維持保全をすべき旨の勧告をすること（知事が指定したものに限る。）。

(203) エネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第3項の規定による建築物調査の結果の報告を受理すること。

(204) エネルギーの使用の合理化に関する法律第87条第10項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること（知事が指定したものに限る。）。

(205)～(212) (略)

4 (略)

5 次に掲げる事務は、新発田、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(3) (略)

(4) 旅券法第10条第1項の規定による一般旅券訂正申請書を受理すること。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

6～9 (略)

10 次に掲げる事務は、佐渡地域振興局長に委任する。

(1)～(17) (略)

(18)～(35) (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(88) (略)

(89) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号） <u>第22条第1項</u> の規定による精神障害者等の診察及び保護の申請を受理すること。	(89) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号） <u>第23条第1項</u> の規定による精神障害者等の診察及び保護の申請を受理すること。
(90) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 <u>第23条から第26条まで及び第26条の3</u> の規定による精神障害者等に関する通報を受理すること。	(90) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 <u>第24条から第26条まで及び第26条の3</u> の規定による精神障害者等に関する通報を受理すること。
(91)～(267) (略)	(91)～(267) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の3第5項の改正は、公布の日から施行する。

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第34号

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業管理者の給料に関する規則（昭和41年新潟県規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>69万円</u> (2) (略)	特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>68万5,000円</u> (2) (略)

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第7号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から実施する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。</p> <p>(1) 本庁関係のもの</p> <p style="text-align: center;">名 称 位 置</p> <p>(略)</p> <p><u>出納局管理課新潟分室</u> (略)</p> <p><u>出納局管理課長岡分室</u> (略)</p> <p><u>出納局管理課上越分室</u> (略)</p> <p><u>出納局管理課佐渡分室</u> (略)</p> <p>(2) 地域機関関係のもの</p> <p style="text-align: center;">名 称 位 置</p> <p>(略)</p>	<p>新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。</p> <p>(1) 本庁関係のもの</p> <p style="text-align: center;">名 称 位 置</p> <p>(略)</p> <p><u>出納局会計検査課新潟分室</u> (略)</p> <p><u>出納局会計検査課長岡分室</u> (略)</p> <p><u>出納局会計検査課上越分室</u> (略)</p> <p><u>出納局会計検査課佐渡分室</u> (略)</p> <p>(2) 地域機関関係のもの</p> <p style="text-align: center;">名 称 位 置</p> <p>(略)</p> <p><u>水産海洋研究所佐渡</u> <u>佐渡市多田262番地9</u></p> <p><u>水産技術センター多田駐在所</u></p>

◎新潟県訓令第 8 号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年 3月新潟県訓令第 8 号）の一部を次のように改正し、平成26年 4月 1日から実施する。ただし、別表第 4 農林水産部地域農政推進課の部の改正は、公布の日から実施する。

平成26年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中条及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた条及び別表の細目の号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた条及び別表の細目の号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の細目の号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前												
<p>第 4 条の 8 (略)</p> <p><u>(国際企画監の専決事項)</u></p> <p>第 4 条の 9 <u>次に掲げる事項は、国際企画監が専決するものとする。</u></p> <p><u>(1) 国際企画監の旅行（5 日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。</u></p> <p><u>(2) 国際企画監の旅行の復命を受けること。</u></p> <p><u>(3) 国際企画監の休暇等の承認等をする事。</u></p> <p><u>(4) 一般職員勤務時間条例第 6 条の規定による国際企画監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</u></p> <p><u>(5) 一般職員勤務時間条例第 11 条第 1 項の規定による国際企画監の代休日の指定を行うこと。</u></p> <p><u>(6) 国際企画監の当直勤務の命令をすること。</u></p> <p>第 4 条の 10 (略)</p> <p>第 4 条の 11 (略)</p> <p>第 4 条の 12 (略)</p> <p>第 4 条の 13 (略)</p> <p>別表第 4 (第 6 条関係) (略) 福祉保健部 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">障害福祉課</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">部長専決事項</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">課長専決事項</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(1)～(5)の 2 (略) (5)の 3 精神保健及び精神障害者福祉に</td> </tr> </table>	障害福祉課		部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(5)の 2 (略) (5)の 3 精神保健及び精神障害者福祉に	<p>第 4 条の 8 (略)</p> <p>第 4 条の 9 (略)</p> <p>第 4 条の 10 (略)</p> <p>第 4 条の 11 (略)</p> <p>第 4 条の 12 (略)</p> <p>別表第 4 (第 6 条関係) (略) 福祉保健部 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">障害福祉課</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">部長専決事項</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">課長専決事項</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(1)～(5)の 2 (略) (5)の 3 精神保健及び精神障害者福祉に</td> </tr> </table>	障害福祉課		部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(5)の 2 (略) (5)の 3 精神保健及び精神障害者福祉に
障害福祉課													
部長専決事項	課長専決事項												
(略)	(1)～(5)の 2 (略) (5)の 3 精神保健及び精神障害者福祉に												
障害福祉課													
部長専決事項	課長専決事項												
(略)	(1)～(5)の 2 (略) (5)の 3 精神保健及び精神障害者福祉に												

	<p>関する法律第21条第4項及び第33条第4項の規定による精神科病院の指定をすること。</p> <p>(5)の4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定による精神科病院の指定をすること。</p> <p>(5)の5～(32) (略)</p>		<p>関する法律第22条の4第4項及び第33条第4項の規定による精神科病院の指定をすること。</p> <p>(5)の4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第1項の規定による精神科病院の指定をすること。</p> <p>(5)の5～(32) (略)</p>								
<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>農林水産部</p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>農林水産部</p> <p>(略)</p>									
<p>地域農政推進課</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 801 501 846">部長専決事項</th> <th data-bbox="501 801 783 846">課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 846 501 1451"> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第3条の規定により、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定め、又はこれを変更すること。</u></p> <p>(12) <u>農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定により、農地中間管理機構の指定をすること。</u></p> </td> <td data-bbox="501 846 783 1451"> <p><u>農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第5項の規定により、農地中間管理規程を変更すべきことを命ずること。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		部長専決事項	課長専決事項	<p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第3条の規定により、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定め、又はこれを変更すること。</u></p> <p>(12) <u>農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定により、農地中間管理機構の指定をすること。</u></p>	<p><u>農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第5項の規定により、農地中間管理規程を変更すべきことを命ずること。</u></p>	<p>地域農政推進課</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 801 1112 846">部長専決事項</th> <th data-bbox="1112 801 1394 846">課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 846 1112 1451"> <p>(1)～(10) (略)</p> </td> <td data-bbox="1112 846 1394 1451"></td> </tr> </tbody> </table>		部長専決事項	課長専決事項	<p>(1)～(10) (略)</p>	
部長専決事項	課長専決事項										
<p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第3条の規定により、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定め、又はこれを変更すること。</u></p> <p>(12) <u>農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定により、農地中間管理機構の指定をすること。</u></p>	<p><u>農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第5項の規定により、農地中間管理規程を変更すべきことを命ずること。</u></p>										
部長専決事項	課長専決事項										
<p>(1)～(10) (略)</p>											
<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>土木部</p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>土木部</p> <p>(略)</p>									
<p>建築住宅課</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 1637 501 1682">部長専決事項</th> <th data-bbox="501 1637 783 1682">課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 1682 501 2054"> <p>(略)</p> </td> <td data-bbox="501 1682 783 2054"> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第74条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること(地域振興局長に委任したものを除く。)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		部長専決事項	課長専決事項	<p>(略)</p>	<p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第74条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること(地域振興局長に委任したものを除く。)</u></p>	<p>建築住宅課</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 1637 1112 1682">部長専決事項</th> <th data-bbox="1112 1637 1394 1682">課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 1682 1112 2054"> <p>(略)</p> </td> <td data-bbox="1112 1682 1394 2054"> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第74条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること(地域振興局長に委任したものを除く。)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		部長専決事項	課長専決事項	<p>(略)</p>	<p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第74条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること(地域振興局長に委任したものを除く。)</u></p>
部長専決事項	課長専決事項										
<p>(略)</p>	<p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第74条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること(地域振興局長に委任したものを除く。)</u></p>										
部長専決事項	課長専決事項										
<p>(略)</p>	<p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第74条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること(地域振興局長に委任したものを除く。)</u></p>										

(略)		(11)～(45) (略)
(略)		
別表第 6 (第15条関係)		
(1)・(2) (略)		
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項		
専決権限を有する者	専 決 事 項	
(略)		
県税部 副部長 (村上収税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～コ (略) サ 地方税法第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、 <u>第73条の27の6第1項、第73条の27の7第1項又は同法附則第12条第3項の規定により、不動産取得税の納税義務の免除をすること。</u> シ 地方税法第73条の25第1項 (<u>同法附則第11条の4第2項において準用する場合を含む。</u>)、 <u>第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(同法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)</u> 、 <u>第73条の27の6第2項又は同法附則第12条第1項の規定により、不動産取得税に係る徴収猶予をすること。</u> ス～ヒ (略) (3)・(4) (略)	
県税部 課税課長	(1)～(10) (略) (11) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、 <u>同法第73条の27の2第1項、同法第73条の27の3第1項又は同法附則第11条の4第1項の規定により、不動産取得税の減額をすること。</u> (11)の2～(31) (略)	
(略)		
新潟地域振興局県税部直税第2課長	(1)～(5) (略) (6) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、 <u>同法第73条の27の2第1項、同法第73条の27の3第1項又は同法附則第11条の4第1項の規定により、不動産</u>	

(略)		(11)～(45) (略)
(略)		
別表第 6 (第15条関係)		
(1)・(2) (略)		
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項		
専決権限を有する者	専 決 事 項	
(略)		
県税部 副部長 (村上収税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～コ (略) サ 地方税法附則第12条第3項 <u>又は同法第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項若しくは第73条の27の6第1項の規定により、不動産取得税の納税義務の免除をすること。</u> シ 地方税法附則第12条第1項 <u>又は同法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項(同法第73条の27の4第2項及び第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。)</u> <u>及び第73条の27の5第2項の規定により、不動産取得税に係る徴収猶予をすること。</u> ス～ヒ (略) (3)・(4) (略)	
県税部 課税課長	(1)～(10) (略) (11) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、 <u>同法附則第11条の4第1項又は同法第73条の27の2第1項の規定により、不動産取得税の減額をすること。</u> (11)の2～(31) (略)	
(略)		
新潟地域振興局県税部直税第2課長	(1)～(5) (略) (6) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、 <u>同法附則第11条の4第1項又は同法第73条の27の2第1項の規定により、不動産取得税の減額をすること。</u>	

	取得税の減額をすること。
(略)	
新潟地域振興局健康福祉部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号までに規定する事項及び同条第8項第3号に規定する事項(同条第3項第136号の2から第136号の61までに係るものに限る。)(健康福祉部の副部長及び衛生環境課長の専決事項を除く。)
(略)	
新潟地域振興局健康福祉部副部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号、第4号、第7号から第9号まで、第46号、第47号及び第332号から第334号までに規定する事項並びに同項第13号から第45号までに規定する事項及び同条第8項第3号に規定する事項(同条第3項第136号の2から第136号の61までに係るものに限る。)のうち部長の指定する事項(健康福祉部衛生環境課長の専決事項を除く。)
(略)	
健康福祉環境部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号まで並びに同条第3項第10号から第66号の7まで及び第66号の12から第136号の61までに規定する事項(健康福祉環境部の副部長(総務・福祉担当)(佐渡地域振興局健康福祉環境部にあつては、副部長)、環境センター長及び環境センター環境課長の専決事項を除く。)
健康福祉環境部副部長(総務・福祉担当)(佐渡地域振興局健康福祉環境部にあつては、副部長)	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号まで及び同条第3項第136号の2から第136号の61までに規定する事項のうち部長の指定する事項(健康福祉環境部の環境センター長及び環境センター環境課長の専決事項を除く。)
(略)	

(4) (略)

別表第8 (第16条関係)

(略)	
新潟地域振興局健康福祉部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号までに規定する事項及び同条第8項第3号に規定する事項(同条第3項第136号の2から第136号の59までに係るものに限る。)(健康福祉部の副部長及び衛生環境課長の専決事項を除く。)
(略)	
新潟地域振興局健康福祉部副部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号、第4号、第7号から第9号まで、第46号、第47号及び第332号から第334号までに規定する事項並びに同項第13号から第45号までに規定する事項及び同条第8項第3号に規定する事項(同条第3項第136号の2から第136号の59までに係るものに限る。)のうち部長の指定する事項(健康福祉部衛生環境課長の専決事項を除く。)
(略)	
健康福祉環境部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号まで並びに同条第3項第10号から第66号の7まで及び第66号の12から第136号の59までに規定する事項(健康福祉環境部の副部長(総務・福祉担当)(佐渡地域振興局健康福祉環境部にあつては、副部長)、環境センター長及び環境センター環境課長の専決事項を除く。)
健康福祉環境部副部長(総務・福祉担当)(佐渡地域振興局健康福祉環境部にあつては、副部長)	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号まで及び同条第3項第136号の2から第136号の59までに規定する事項のうち部長の指定する事項(健康福祉環境部の環境センター長及び環境センター環境課長の専決事項を除く。)
(略)	

(4) (略)

別表第8 (第16条関係)

(1) (略)

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
放射線監視センター 二 保健所（新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。） 福祉事務所（新津地域福祉事務所及び南魚沼地域福祉事務所を除く。） 保健環境科学研究所 食肉衛生検査センター コロニーにいがた白岩の里 新星学園 若草寮 新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所	(略)
(略)	
精神保健福祉センター	(略)
(略)	
(略)	

(1) (略)

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
保健所（新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。） 福祉事務所（新津地域福祉事務所及び南魚沼地域福祉事務所を除く。） 保健環境科学研究所 食肉衛生検査センター コロニーにいがた白岩の里 新星学園 若草寮 新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所	(略)
(略)	
放射線監視センター 二 精神保健福祉センター	(略)
(略)	
水産海洋研究所	(1) 所長の権限の代決 所長が不在のときは副所長、所長及び副所長がともに不在のときは総務課長 (2) 総務課長の権限の代決 総務課長が不在のときは、主務課長
(略)	